

土地改良財産の管理及び処分に関する要綱

平成 21 年 4 月 1 日 決 裁
令和 3 年 4 月 1 日 最終改正

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この要綱は、県営土地改良事業によって生じた土地改良財産の管理及び処分の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 1 項、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年埼玉県条例第 16 号。以下「条例」という。）及び埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 県営土地改良事業

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき県が実施する土地改良事業（県営土地改良事業に準じる事業として農村整備課長が別に定める事業を含む。以下「事業」という。）

(2) 土地改良財産

工作物その他の物件及び土地並びに権利で別表に定めるもの（以下「財産」という。）

(3) 土地改良区等

財産によって利益を受ける土地改良区若しくは土地改良区連合、又は地方公共団体、国の機関若しくは知事の指定した者

(4) 譲受者

土地改良区等のうち、財産を譲り受ける者（再譲受者を含む。）

(5) 管理者

土地改良区等のうち、第 8 に基づき財産の管理を行う者

(6) 処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により定められた農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表の期間

第 3 台帳の整備

- 1 農林振興センター所長（以下「所長」という。）は、取得した財産について、次の各号に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を調製し、保管しておかなければな

らない。

- (1) 事業の種類及び地区名
 - (2) 財産の所在、種目、数量、取得価格及び取得日
 - (3) 構造及び規模
 - (4) 事業に係る着工年月日及び竣工年月日
 - (5) 耐用年数、経過年数及び減価償却累計額
 - (6) 譲与の年月日及びその相手方又は管理委託の年月日及びその相手方
 - (7) その他必要な事項
- 2 土地改良財産台帳は、当該財産の譲与又は用途廃止の後も保存するものとする。

第2章 財産譲与

第4 財産の譲与

知事は、事業に係る工事が完了したとき（工事が一部完了した場合を含む。）は、条例第4条の規定に基づき、当該工事に係る財産を土地改良区等に譲与することができる。

第5 譲与の手続

- 1 財産の譲与を希望する土地改良区等は、申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書が提出され譲与が適当と認めるときは、譲与契約を締結するものとする。
- 3 財産の引渡しは、当事者が実地に立会いの上、行うものとする。ただし、必要性が特に低い場合には、実地での立会いを省略することができる。

第6 譲受者の義務

- 1 譲受者は、処分制限期間にあっては、善良な管理者の注意をもって良好に財産を管理するとともに、次の各号に掲げる行為をしようとするときはあらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、(1)については、処分制限期間後であっても、知事に報告しなければならない。
 - (1) 財産の全部又は一部について、その用途を廃止し、又は処分しようとするとき。
 - (2) 財産の原状に変更を及ぼす工事を行おうとするとき。ただし、運用を目的とするものを除く。
 - (3) 財産をその用途又は目的以外に使用し、若しくは使用させようとするとき。ただし、定例軽易なもので、かつ、財産の使用に支障がない場合を除く。
- 2 譲受者は、毎年度財産の管理状況を知事に報告しなければならない。
- 3 譲受者は、譲与を受けた財産について、滅失、き損等の事故が生じたときは、前項の報告とは別にその都度、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。
 - (1) 滅失、き損等を受けた財産及びその程度
 - (2) 滅失、き損等の原因
 - (3) 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧見込額

(4) 財産の保全又は復旧のためとった応急措置

4 前2項の報告は、当該財産の処分制限期間経過後は不要とする。

5 譲受者は、次に掲げる事項を記載した財産台帳をその主たる事務所に備えておかなければならない。

(1) 財産の所在、種目、数量、取得価格及び取得日

(2) 構造及び規模

(3) 事業に係る竣工年月日

(4) 耐用年数、経過年数及び減価償却累計額

(5) 譲受年月日

(6) その他必要な事項

6 譲受者は、知事から、財産に関する報告を求められたときは、速やかに回答しなければならない。また、県の実地調査に協力しなければならない。

第7 用途廃止後の事務等

1 譲受者は、財産を用途廃止したときは、その廃止した部分を県に返還しなければならない。ただし、知事の承認を得て、譲受者が当該財産を他の用途に使用する場合はこの限りではない。

2 譲受者が財産を処分したときは、知事は当該財産価額に相当する額（財産の処分により得た額がその額を超える場合は得た額）の納付を命じるものとする。ただし、別に定める場合は、これを減額し、又は免除することができる。

第3章 管理委託

第8 管理委託

1 知事は、法第94条の10の規定に基づき、財産を土地改良区等に管理させることができる。

2 知事は、前項の規定により財産を管理させるときは、あらかじめ当該土地改良区等と協議して管理方法を定めた上、管理協定を締結しなければならない。

第9 財産の引渡し

1 知事は、使用可能な状態になった財産を、適宜、土地改良区等に引き渡すことができる。

2 財産の引渡しは、当事者が実地に立会いの上行うものとする。ただし、必要性が特に低い場合には、実地での立会いを省略することができる。

3 土地改良区等は、財産の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた時からその財産の管理について、責任を負うものとする。

第10 管理者の義務

1 管理者は、善良な管理者の注意をもって良好に財産を管理しなければならない。

2 管理者は、財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。

- 3 第6第1項から第6項（第1項ただし書、第1項（1）及び第4項を除く。）の規定は、管理者が財産を管理する場合に準用する。この場合において、「譲受者」とあるのは「管理者」と、「処分制限期間にあっては」とあるのは「管理受託期間にあっては」と、「譲与を受けた」とあるのは「管理する」と、「譲受年月日」とあるのは「管理受託年月日」と読み替えるものとする。

第11 収益の帰属

財産の管理により生ずる収益は、管理者の収入とすることができる。

第12 協定の解除

所長は、財産を公共の用に供する必要が生じたとき、又は管理者が第10に定める義務を怠ったときは、当該協定を解除することができる。

第4章 補則

第13 委任

この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める要領による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 県が自己の所有に属さない土地改良施設等に対する改築・追加工事を行う場合の取扱いは別に定める。
- 3 県営土地改良事業以外の事業で生じた財産について、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要領(昭和50年5月28日総務部長通知)第8の規定に基づき、その事業を県営土地改良事業と同様に取り扱うこととして知事の承認を得ている場合にあっては、この要綱における財産とみなす。
- 4 本要綱の施行前に工事に着手し、要綱の施行日において継続中の事業については、平成21年度工事着手前に本要綱に基づく基本協定を締結するものとする。
- 5 前項に基づく協定締結以前に行われた引渡しは、本協定に基づき行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において、既に譲与または管理委託している財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において、すでに譲与又は管理委託をしている財産についても、この要綱を適用する。

別表

区分	種目	単位	摘要
工 作 物	貯水池	箇所	えん堤、余水吐、通水装置等一式を包括する。
	頭首工	箇所	井せき、制水門、沈砂地、土砂吐樋門、魚道等一式を包括する。
	用(排)水路	メートル	開渠、隧道、集水渠、暗渠、逆サイフォン、掛樋、分水工、落差工等一式を包括する。
	道路	メートル	橋梁、その他道路と一体となってその効用を全うするもの一式を包括する。
	揚(排)水機 場	箇所	ポンプ、原動機、吸水槽、吐水槽、屋内電気施設、揚水機場(排水機場)上屋等一式を包括する。
	樋門	箇所	樋門、護岸、管理施設等一式を包括する。
	堤防	メートル	堤防等一式を包括する。
	水管理施設	箇所	中央管理所、子局等一式を包括する。
	発電施設	箇所	水力発電施設等一式を包括する。
	雑工作物	箇所 メートル	他の種目に属さない工作物一切を包括する。
土地		m ²	土水路及び工作物の種目ごとの敷地
物件			立木その他上記に定めるもの以外のもの
権利			地上権、地役権その他これらに類するもの又は水の使用に関する権利

土地改良財産の管理及び処分に関する要領

平成21年4月1日 決 裁
令和3年4月1日 最終改正

第1 趣旨

この要領は、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱（以下「要綱」という。）第13に基づき、その施行に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 台帳の整備

要綱第3に規定する土地改良財産台帳の様式は、第1号様式のとおりとする。

第3 譲与の申請

要綱第5第1項の規定による申請は、第2号様式により行うものとする。

第4 譲与等の手続

- 1 要綱第5第2項の規定による財産の譲与契約は、第3号様式によって行なうものとする。
- 2 要綱第8第2項の規定による管理協定のうち、事業の完了後に譲与契約を結ぶまでの間、財産の管理を委託するときは第4号様式によって行うものとする。
- 3 要綱第8第2項の規定による管理協定のうち、前項によるもののほかは、第5号様式によって行なうものとする。
- 4 譲受者又は管理者と譲与契約又は管理協定を締結する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。
 - (1) 財産の区分及び種目
 - (2) 財産の所在
 - (3) 財産の構造、規模及び数量
 - (4) 取得価格及び耐用年数
 - (5) 財産の用途
 - (6) その他必要な事項

第5 財産の受領等

- 1 要綱第5第3項又は第9の規定による財産の引渡しは、第6号様式により行うものとする。
- 2 譲受者又は管理者が前項の引渡しを受けたときは、第7号様式による受領書を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、管理者が、既に管理している土地改良財産の譲与を受ける場合は適用しない。

第6 用途廃止等の承認申請

- 1 要綱第6第1項の規定（同第10第3項の規定により準用する場合を含む。）による財産の用途廃止、処分、工事又は目的外使用の承認申請は、それぞれ第8号様式、第9号様式、第10号様式又は第11号様式により行うものとする。
- 2 譲受者又は管理者は、財産を処分したときは第12号様式による結果報告書を、財産の工事を完了したときは、第13号様式による完了報告書を提出しなければならない。
- 3 用途廃止される財産が工作物その他の物件の場合、要綱第7第2項に規定する「財産価額に相当する額」は、法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第48条第1項に定める方法により計算して得た償却限度額に相当する額を、当該財産の取得価額から控除した額とする。
- 4 要綱第7第2項の規定により、譲受者が知事への返還を免除される場合は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定める処分制限期間を経過しているとき。
 - (2) 国、地方公共団体又は他の土地改良区（土地改良区連合を含む。）が事業を引き継ぐとき。
 - (3) 道路の拡張整備等、自己の責に帰さない事情等により財産を用途廃止するとき（相当の補償を得ている場合を除く。）。
 - (4) 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて、財産の用途を廃止するとき。
 - (5) 災害若しくは老朽化により使用できなくなった財産又は立地上若しくは構造上危険な状態にある財産等を取壊し又は廃棄するとき。
 - (6) 社会経済情勢の変化への対応、既存ストックを活用した地域活性化その他用途廃止について相当な理由があると認められるとき。
 - (7) 自己の責任において処分しようとする財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、処分しようとする財産と同じ目的に従った使用を継続するとき。
- 5 要綱第6第3項の規定（同第10第3項の規定により準用する場合を含む。）による滅失、き損等の事故報告は第14号様式により報告するものとする。

第7 管理状況の報告

要綱第6第2項（同第10第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する管理状況の報告は、第15号様式により、翌年度の5月末日までに行うものとする。

第8 書類の提出

この要領により知事又は所長に提出する書類は、管轄の農林振興センターに提出しなければならない。ただし、別に指示があった場合は、その指示に従って提出するものとする。

附 則

- 1 要領に定める各様式については、適宜、変更を加えて使用することができるものとする。
- 2 要領に定める各様式について、要綱第7第2項の管理協定の定めに従い使用する場合は、「財産」を「施設」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日において、既に譲与または管理委託している財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日において、すでに譲与又は管理委託している財産についても、この要領を適用する。
- 3 要領に定める各様式について、要綱第8の管理協定の定めに従い使用する場合に、「財産」を「施設」と読み替えることは廃止する。

(土地の部)

種目	地目	面積	所在地	取得年月日	登記年月日	価格	備考

記載要領

- 1 種目欄は、要綱別表により記入する。
- 2 数量欄は、要綱別表の単位をもとに記入する。

様式第2号

土地改良財産譲与申請書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

下記の土地改良財産について譲与を受けたいので、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱第5の規定により申請します。

記

1 譲与を申請する土地改良財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 譲与を受けようとする理由

様式第3号

土地改良財産譲与契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年埼玉県条例第16号）第4条第1号の規定に基づき、県営土地改良事業によって生じた土地改良財産（以下「財産」という。）の譲与に関し、次のとおり契約を締結する。

（「〇〇〇〇〇」には契約の相手方の名を入れる。）

（趣旨）

第1条 甲は、別記第1の財産調書に掲げる財産を乙に譲与する。

（信義誠実の原則）

第2条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（所有権等移転の登記の嘱託）

第3条 この財産の所有権は、本契約締結と同時に甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の財産のうち土地及び権利について本契約締結後、所有権等の移転登記を嘱託するものとする。

（費用負担について定める場合には、2項の次に「所有権等の移転登記に要する費用は〇の負担とする。」を加える。）

（財産の引渡し）

第4条 甲は、財産を〇年△月◇日に甲、乙両者の現地立会いにより乙に引渡し、乙は、その引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

（管理委託協定により、すでに引渡ししている場合は第4条を削り、「第4条 甲は、管理委託協定書により〇年△月◇日に引渡しした財産について、簡易の引渡しの方法により、本契約締結と同時に乙に引渡すものとする。」を加える。）

（「〇年△月◇日」には財産の引渡し日を記載する。）

（財産の引渡しに支障がなく、特に現地立会いを要しない場合であって、書類上の引渡しとするときは「甲、乙両者の現地立会い」の前に、「必要に応じて」を加える。）

（引渡し義務等）

第5条 甲は、乙に対して本件財産を譲与の目的として特定した時の状態で引渡し、又は移転するものとし、本件財産に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引渡し、又は、移転したことにより、譲与の目的に供することができない場合

には、乙は契約解除の協議を申し入れすることができる。

(用途の指定)

第6条 乙は、この財産を別記第1で指定した用途に供さなければならない。

(譲受者の義務)

第7条 乙は、処分制限期間にあつては、この財産を善良なる管理者の注意をもって良好に管理しなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項を記載した財産台帳をその主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 財産の所在、種目、数量、取得価格及び取得日
- (2) 構造及び規模
- (3) 譲受年月日
- (4) 事業に係る竣工年月日
- (5) 耐用年数、経過年数及び減価償却累計額
- (6) その他必要な事項

3 乙は、この財産の管理を別記第2の管理方法書により行わなければならない。

(用途廃止等の承認)

第8条 乙は、処分制限期間にあつては、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、(1)については、処分制限期間後であっても、甲に報告しなければならない。

- (1) 財産の全部又は一部について、その用途を廃止し、又は処分しようとするとき。
- (2) 財産の原状に変更を及ぼす工事を行おうとするとき。ただし、運用を目的とするものを除く。
- (3) 財産をその用途又は目的以外に使用し、若しくは使用させようとするとき。

2 乙は、前項第1号の承認を受けて財産を処分したときは、ただちに甲に報告しなければならない。同項第2号の承認を受けて行った工事が完了した場合も同様とする。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、この財産の使用状況について立入調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(管理状況の報告)

第10条 乙は、毎年度の財産の管理状況を翌年度の5月末までに甲に報告しなければならない。

2 乙は、財産の滅失、き損等の事故が生じたときは、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 滅失、き損等を受けた財産及びその程度
- (2) 滅失、き損等の原因
- (3) 損害見積価格及び復旧可能なものについては、復旧見込額
- (4) 財産の保全又は復旧のためにとった応急措置

3 前2項の報告は、当該財産の処分制限期間経過後は不要とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(財産の返還)

第12条 乙は、財産が用途廃止されたとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに指定する場所において、その財産を甲に返還しなければならない。ただし、乙において当該財産を処分することとなったときは、甲が定める額を返還するものとする。

2 乙は、返還する財産のうち土地又は権利については、所有権等の移転の承諾書を甲に対して提出しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）を遵守し、次の各号を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 本件財産の引渡し及び用途廃止のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 甲及び利害関係者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて甲及び利害関係者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 自らの役員が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていないこと。
- (6) 自らの役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (7) 自らの役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (8) 自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- 2 甲は、乙が前項の各号に反していると認められるときは、無催告に契約を解除することができる。
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合には、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項で定める契約の締結のうち、電磁的方法による場合には、「甲、乙は、この契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。」に置き換える。)

年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

乙
(住民票上の正式な住所、氏名を記入すること)

別記第1 土地改良財産調書

別記第2 管理方法書 別添のとおり

(土地改良区又は土地改良区連合にあっては、同等の記載があれば、事業計画書をこれに代えることができる。)

土 地 改 良 財 産 調 書

区分	種目	竣工 年度	所 在 地	構造及び 規模	数量	価格	耐用年 数	指定用 途	備考

記載要領

- 1 区分欄は、工作物又は土地の別を記入する。
- 2 種目欄は、要綱別表により記入する。
- 3 数量欄は、要綱別表の単位をもとに記入する。
- 4 指定用途欄は、財産を供すべき用途を記入する。
- 5 土地については、この調書のほかに別紙の土地明細書を作成するものとする。
- 6 土地については、耐用年数がないため耐用年数を記入しない。
- 7 管理委託協定書によりすでに引渡している財産については、その引渡し日を備考に記入する。

別紙

土地明細書

所在地	地目	地積	価格	指定用途	備考
		m ²	円		

※ 各筆毎の土地登記簿謄本及び地積測量図を添付すること。

様式第4号

県営〇〇事業△△地区の実施に係る基本協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県営◇◇事業△△地区（以下「事業」という。）で生じる土地改良財産（以下「財産」という。）の管理に係る基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、事業により生じる財産の適正な管理（財産を運用すること、原状変更を及ぼす工事を実施すること及び目的外使用の許可をすること。以下同じ。）に資するとともに、事業完了後の財産の円滑な譲与を図ることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（財産の引渡し）

第3条 甲は、使用可能な状態になった財産を、適宜、乙に引き渡すものとする。

2 前項の引渡しは、甲が指定した日に、甲、乙両者の現地立会いにより行い、乙は、財産の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、財産の引渡しを受けたときから、その財産の管理について責任を負うものとする。

（必要に応じて次の条文を入れること。「4 本協定成立以前に引渡した財産については、本協定により引渡した財産とみなす。」）

（用途の指定）

第4条 乙は、この財産を引渡書に記載された指定用途に供さなければならない。

（管理者の義務）

第5条 乙は、財産を善良な管理者の注意をもって良好に管理しなければならない。

2 乙は、第1条の財産について、水害、火災、盗難、損壊その他当該財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。

4 乙は、次に掲げる事項を記載した財産台帳をその主たる事務所に備えておかなければならない。

(1) 財産の所在、種目、数量、取得価格及び取得日

(2) 構造及び規模

- (3) 事業にかかる竣工年月日
- (4) 耐用年数、経過年数及び減価償却累計額
- (5) 管理受託年月日
- (6) その他必要な事項

5 乙は、この財産の管理を別記の管理方法書により行わなければならない。

(他目的使用等の承認)

第6条 乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- (1) 財産の原状に変更を及ぼす工事を行おうとするとき。ただし、運用を目的とするものを除く。
- (2) 財産をその用途又は目的以外に使用し、若しくは使用させようとするとき。ただし、定例軽易なもので、かつ、財産の使用に支障がない場合を除く。

2 乙は、前項第1号の承認を受けて財産の工事が完了したときは、ただちに甲に報告しなければならない。

(実地調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、この財産の使用状況について立入調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(管理状況の報告)

第8条 乙は、毎年度の財産の管理状況を翌年度の5月末までに甲に報告しなければならない。

2 乙は、財産の滅失、き損等の事故が生じたときは、前項の報告とは別にその都度、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 滅失、き損等を受けた財産及びその程度
- (2) 滅失、き損等の原因
- (3) 損害見積価格及び復旧可能なものについては、復旧見込額
- (4) 財産の保全又は復旧のためにとった応急措置

(収益の帰属)

第9条 財産の管理により生じる収益は、乙の収入とする。

(協定の解除)

第10条 次の場合においては、本協定は解除されるものとする。

- (1) 天災その他の事故により財産が滅失したとき。
- (2) 乙が甲に対し当該財産の用途を廃止すべき旨を報告し、甲において適当と認め、その旨を乙に通知したとき。

- (3) 甲において、財産を甲が管理すること、又は乙以外の者に管理させることを相当と認め、その旨を乙に通知したとき。
- (4) 乙が協定に定める義務を履行しないと、甲が認め、通知したとき。
- (5) 甲が当該財産について乙と譲与契約を締結し、その引渡しをしたとき。

(財産の返還)

第11条 乙は、前項の規定により本協定が解除されたときは、甲の指定する期日までに指定する場所において、その財産を甲に返還しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 乙は埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）を遵守し、次の各号を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 本件財産の引渡し及び用途廃止のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 甲及び利害関係者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲及び利害関係者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- (5) 自らの役員が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていないこと。
 - (6) 自らの役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - (7) 自らの役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
 - (8) 自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 2 甲は、乙が前項の各号に反していると認められるときは、無催告に契約を解除することができる。
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合には、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(定めのない事項)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項で定める契約の締結のうち、電磁的方法による場合には、「甲、乙は、この契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。」に置き換える。)

年 月 日

(住所)

甲 埼玉県
埼玉県〇〇農林振興センター所長

乙

別記 管理方法書 別添のとおり

(土地改良区又は土地改良区連合にあっては、同等の記載があれば、事業計画書をこれに代えることができる。)

様式第5号

管理委託協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が所有する土地改良財産（以下「財産」という。）の管理に係る基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、別記の財産調書に掲げる財産の管理（財産を運用すること、原状変更を及ぼす工事を実施すること及び目的外使用の許可をすること。以下同じ。）を乙に委託する。

（信義誠実の原則）

第2条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（財産の引渡し）

第3条 甲は、財産を〇年△月◇日に甲、乙両者の現地立会いにより乙に引渡し、乙は、その引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

（「〇年△月◇日」には財産の引渡し日を記載する。）

2 前項の引渡しは、甲が指定した日に、甲、乙両者の現地立会いにより行い、乙は、財産の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

（財産の引渡しに支障がなく、特に現地立会いを要しない場合であって、書類上の引渡しとするときは「甲、乙両者の現地立会い」の前に、「必要に応じて」を加える。）

3 乙は、財産の引渡しを受けたときから、その財産の管理について責任を負うものとする。

（用途の指定）

第4条 乙は、この財産を引渡書に記載された指定用途に供さなければならない。

（引渡し義務等）

第5条 甲は、乙に対して財産を管理委託の目的として特定した時の状態で引渡すものとし、財産に係る担保の責任を負わない。

（管理者の義務）

第6条 乙は、この財産を善良なる管理者の注意をもって良好に管理しなければならない。

2 乙は、第1条の財産について、水害、火災、盗難、損壊その他当該財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、次に掲げる事項を記載した財産台帳をその主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 財産の所在、種目、数量、取得価格及び取得日
- (2) 構造及び規模
- (3) 事業にかかる竣工年月日
- (4) 耐用年数、経過年数及び減価償却累計額
- (5) 管理受託年月日
- (6) その他必要な事項

3 乙は、この財産の管理を別記第2の管理方法書により行わなければならない。

(他目的使用等の承認)

第7条 乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- (1) 財産の原状に変更を及ぼす工事を行おうとするとき。ただし、運用を目的とするものを除く。
- (2) 財産をその用途又は目的以外に使用し、若しくは使用させようとするとき。ただし、定例軽易なもので、かつ、財産の使用に支障がない場合を除く。

2 乙は、前項第1号の承認を受けて財産の工事が完了したときは、ただちに甲に報告しなければならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、この財産の使用状況について立入調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(管理状況の報告)

第9条 乙は、毎年度の財産の管理状況を翌年度の5月末までに甲に報告しなければならない。

2 乙は、財産の滅失、き損等の事故が生じたときは、前項の報告とは別にその都度、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 滅失、き損等を受けた財産及びその程度
- (2) 滅失、き損等の原因
- (3) 損害見積価格及び復旧可能なものについては、復旧見込額
- (4) 財産の保全又は復旧のためにとった応急措置

(収益の帰属)

第10条 財産の管理により生じる収益は、乙の収入とする。

(協定の解除)

第11条 次の場合においては、本協定は解除されるものとする。

- (1) 天災その他の事故により財産が滅失したとき。
- (2) 乙が甲に対し当該財産の用途を廃止すべき旨を報告し、甲において適当と認め、その旨を乙に通知したとき。
- (3) 甲において、財産を甲が管理すること、又は乙以外の者に管理させることを相当と認め、その旨を乙に通知したとき。
- (4) 乙が協定に定める義務を履行しないと、甲が認め、通知したとき。
- (5) 甲が当該財産について乙と譲与契約を締結し、その引渡しをしたとき。

(財産の返還)

第12条 乙は、前項の規定により本協定が解除されたときは、甲の指定する期日までに指定する場所において、その財産を甲に返還しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）を遵守し、次の各号を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 本件財産の引渡し及び用途廃止のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この協定に関して次の行為をしないこと。

ア 甲及び利害関係者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲及び利害関係者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- (5) 自らの役員が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていないこと。
- (6) 自らの役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (7) 自らの役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (8) 自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 甲は、乙が前項の各号に反していると認められるときは、無催告に協定を解除することができる。

- 3 甲は、前項の規定により本協定を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本協定を解除した場合には、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(定めのない事項)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項で定める契約の締結のうち、電磁的方法による場合には、「甲、乙は、この契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。」に置き換える。)

年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

乙

別記1 土地改良財産調書(第3号様式別記1を準用する)

別記2 管理方法書 別添のとおり

(土地改良区又は土地改良区連合にあっては、同等の記載があれば、事業計画書をこれに代えることができる。)

発 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事又は埼玉県〇〇農林振興センター所長

引 渡 書

下記の土地改良財産について工事関係書類を添えて引渡します。

記

- | | |
|--------|--------------------|
| 1 事業名 | 事業 |
| 2 工期 | 年 月 日から
年 月 日まで |
| 3 引渡財産 | 別記のとおり |
| 4 添付書類 | |
| 5 付属物件 | |

様式第7号（1）

土地改良財産受領書

発 第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約に係る土地改良財産を下記のとおり受領したので、第4条の規定により受領書を提出します。

記

1 受領した土地改良財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 添付書類等

様式第7号(2)

土地改良財産受領書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県〇〇農林振興センター所長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け県営〇〇事業△△地区の実施に係る基本協定書に係る土地改良財産を
下記のとおり受領したので、第3条第2項の規定により受領書を提出します。

記

1 受領した土地改良財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 添付書類等

様式第7号（3）

土地改良財産受領書

発 第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け管理委託協定書に係る土地改良財産を下記のとおり受領したので、第3条第1項の規定により受領書を提出します。

記

1 受領した土地改良財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 添付書類等

様式第 8 号

土地改良財産用途廃止承認申請書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約で譲与を受けた土地改良財産について、下記のとおり用途廃止したいので承認されたく第 8 条第 1 項第 1 号の規定により申請します。

記

1 用途廃止する財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 用途廃止する理由

様式第9号

土地改良財産処分承認申請書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約で譲与を受けた土地改良財産について、下記のとおり処分したいので承認されたく第8条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 処分する財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 処分の方法 (廃棄・譲渡(有償・無償の別)・交換)

3 処分する理由

4 売却額等 金 円
(有償譲渡等財産処分に伴って金銭を得た場合のみ)

様式第10号

土地改良財産工事申請書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約で譲与を受けた(管理委託協定書で管理委託を受けた)土地改良財産について、下記のとおり工事を行いたいので承認されたく第8条第1項第2号(第7条第1項第1号)の規定により申請します。

記

1 工事をする財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 工事をする理由

3 工事の内容、施行期間

4 財産の機能等に及ぼす影響

5 その他必要な事項

(申請に当たっては、事業計画書、設計書その他工事の内容が分かる書類を添付すること。)

様式第 1 1 号

土地改良財産目的外使用承認申請書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約で譲与を受けた(管理委託協定書で管理委託を受けた)土地改良財産について、下記のとおり目的外使用したい(させたい)ので承認されたく第 8 条第 1 項第 3 号(第 7 条第 1 項第 2 号)の規定により申請します。

記

1 使用する財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 使用する者の氏名又は名称及び住所(第三者が使用する場合)

3 使用理由

4 使用期間

5 予定収入及び算出方法

6 その他必要な事項

(相手方に課す条件、契約書案、図面等)

様式第12号

土地改良財産処分結果報告書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け承認を得た土地改良財産の処分について、下記のとおり完了したので土地改良財産譲与契約第8条第2項により報告します。

記

1 処分した財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 処分の方法 (廃棄・譲渡(有償・無償の別)・交換)

3 売却額等 金 円
(有償譲渡等財産処分に伴って金銭を得た場合のみ)

4 その他必要な事項

様式第13号

土地改良財産工事完了報告書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付けで承認を得た土地改良財産の工事について、下記のとおり完了したので土地改良財産譲与契約第8条第2項(管理委託協定書第7条第2項)により報告します。

記

1 工事をした財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

3 その他必要な事項

(報告に当たっては、完成写真その他工事の施行結果が分かる書類を添付すること。)

土地改良財産滅失（き損）報告書

発 第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約により譲与を受けた（管理委託協定書により管理委託された）土地改良財産について、滅失（き損）したので、第10条第2項（第9条第2項）の規定により下記のとおり報告します。

記

1 滅失（き損）した財産

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 目
- (4) 数 量

2 滅失（き損）の状況

- (1) 原 因
- (2) 日 時
- (3) 程 度
- (4) 損害見積額
- (5) 復旧見込額 （復旧が可能な場合に記載）

3 保全及び復旧のためにとった応急措置

4 その他必要な事項

（報告に当たっては、写真その他の滅失、き損状況が分かる書類を添付すること。）
（報告は全ての欄が判明しない場合でも速やかに行い、判明次第追加報告すること。）

土地改良財産管理状況報告書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け土地改良財産譲与契約により譲与を受けた(管理委託協定書により管理委託された)土地改良財産について、第10条第1項(第9条第1項)の規定により管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 目的外に使用した状況

目的外に使用した 土地改良財産		使用者	使用期間	使用目的	使用料	備考
種 目	数 量					

2 滅失(き損)の状況

種目	滅失(き損) の程度	滅失(き損) の原因	保全及び復旧のため とった措置	備考

3 工事の状況

種目	工事を実施 した理由	工事の内容	施工期間	備考

(4 その他の報告する事項)

管理の内容、管理の経費等